

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 29 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

令和 8 年熊本地震に伴い設置された避難所での食中毒対策について

令和 8 年熊本地震に伴い設置された避難所においては、高齢者や乳幼児を含め、多くの方が集団で近接して生活する状況にあるため、食中毒が発生した場合には大規模化、重篤化するおそれがあります。

つきましては、災害対策で多忙の中ではありますが、避難所においては、下記により食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について特段の御配慮をお願いします。なお、当課への報告、情報提供については、災害発生から当面の間、電話、メール等で差し支えないことを申し添えます。

記

- 1 「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」に基づき、別添リーフレット「食中毒予防のために！～避難所で過ごされる方へ～」等を活用し、継続的な避難所における食中毒予防の啓発をお願いします。
- 2 避難所で食中毒が発生した際には、食品衛生法第 63 条第 3 項に基づく速報対象に限らず、食中毒疑い調査の段階であっても、その後の予防対策に資するために、可能な限り初期段階での患者の発生状況等について、当課食品健康被害情報管理室への情報提供をお願いします。
- 3 上記のほか、災害対策において、食品衛生法の運用に関する疑義が生じた場合には、当課まで御連絡ください。

(参考)

- 避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enhj7.pdf>
- 食中毒予防のために！～避難所で過ごされる方へ～
<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/001512882.pdf>
- 災害時の避難所における炊き出しに関する取扱いについて
(令和 6 年 11 月 1 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付及び厚

生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001465111.pdf>

災害時の避難所における炊き出しに関する食品衛生法上の取扱いについて
(令和7年3月27日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001465145.pdf>